

GLORY

第64回定時株主総会招集ご通知添付書類

第64期 報告書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで



グローリー株式会社

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的な景気後退に底入れの気配が見え始め、一部では回復傾向が見られたものの、雇用情勢は依然として厳しく、個人消費も低迷が続くなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

こうした状況のなか、当社グループは、当期からの3ヶ年を計画期間とする『2011中期経営計画』をスタートさせました。『世界的視野でビジネスチャンスをつえ、新たな成長ステージへ飛躍する!』という中期経営基本方針の下、国内では、新製品投入による新たな市場の喚起や各市場における事業競争力の強化に取り組み、海外では、販売網の整備・拡充、生産能力の拡大、新製品の開発等に対し経営

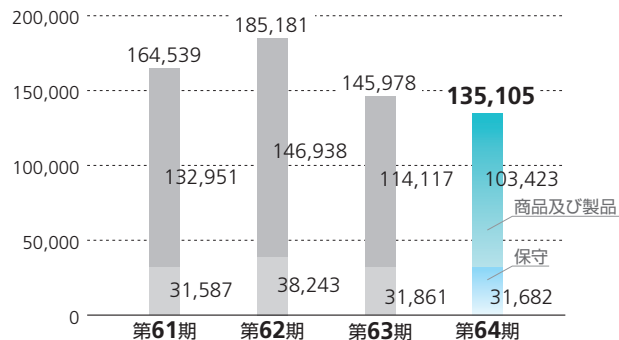
資源を重点投入し、競争力の強化を図りました。また、グループ会社再編・統合、不採算事業からの撤退など構造改革を実施する一方で、設備投資抑制や経費削減にも積極的に取り組み、グループの経営基盤を強化してまいりました。

この結果、当連結会計年度につきましては、遊技市場は堅調であったものの、国内の金融市場及び流通市場、海外市場とも販売が低調であったため、売上高は前期に比べ減少いたしました。利益につきましても、効率化・合理化に向けた諸施策を実施したものの、売上高減少の影響を受け、前期に比べ減少いたしました。

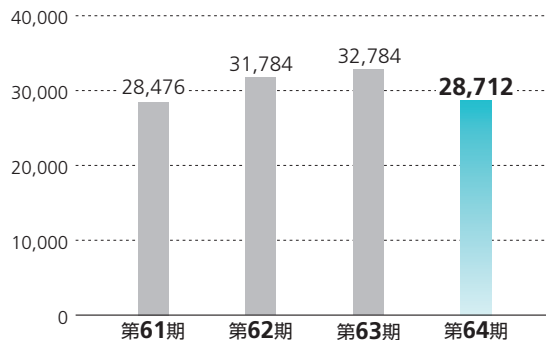
以上により、当期の連結業績は次のとおりとなりました。

連結業績ハイライト

売上高(百万円)



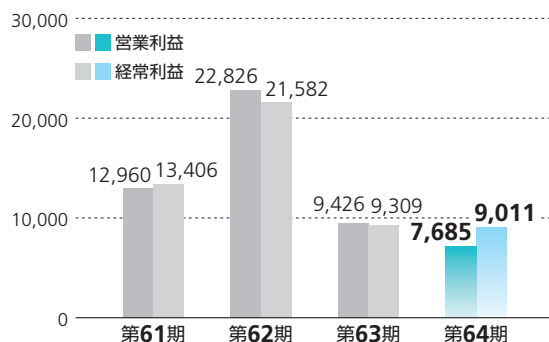
海外売上高(百万円)



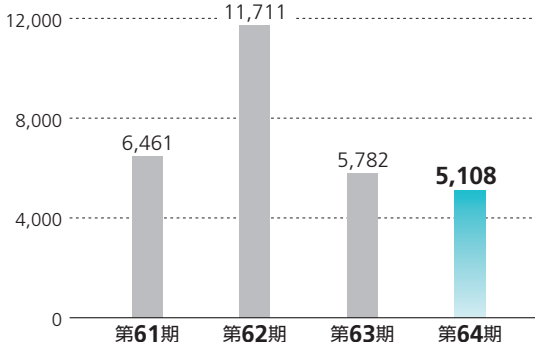
(注) 本報告書に記載しておりますグラフ、写真等は、ご参考情報であります。

	第 63 期 (20/4~21/3)	第 64 期 (当連結会計年度) (21/4~22/3)	増減率
売上高	1,459億78百万円	1,351億 5百万円	△ 7.4%
商品及び製品売上高	1,141億17百万円	1,034億23百万円	△ 9.4%
保守売上高	318億61百万円	316億82百万円	△ 0.6%
うち海外売上高	327億84百万円	287億12百万円	△12.4%
営業利益	94億26百万円	76億85百万円	△18.5%
経常利益	93億 9百万円	90億11百万円	△ 3.2%
当期純利益	57億82百万円	51億 8百万円	△11.7%

営業利益・経常利益(百万円)



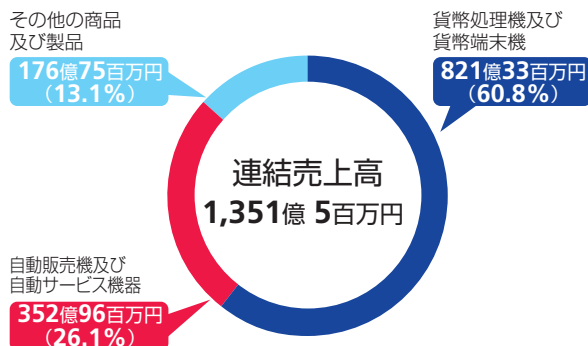
当期純利益(百万円)



事業の種類別セグメントの概況

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

セグメント別営業利益は、固定資産の内部振替による未実現利益等を消去する前の金額であります。



貨幣処理機及び貨幣端末機

売上高 821億33百万円 (前期比 4.4%減)
営業利益 31億44百万円 (前期比46.9%減)

当セグメントの主要な市場は、金融市場、海外市場、流通市場であります。

金融市場では、主要製品であるオープン出納システムの販売は堅調であり、金融機関の中小規模店舗をターゲットとした業界最小のオープン出納システムや業界初の自動精査現金バス等の新製品投入による新たな需要の喚起に注力したものの、OEM商品である窓口用入金システムのユニットの販売は低調であり、売上は前期に比べ減少いたしました。

海外市場では、欧州及び中国での販売網の整備・拡充等、営業体制の強化を図りましたが、世界的な景気低迷に伴う設備投資抑制の影響によりOEM商品であるATM用紙幣入金ユニットや紙幣整理機等の販売が伸び悩み、売上は前期に比べ大きく減少いたしました。

流通市場では、交通機関向けの小型入金管理機の販売が好調であったものの、主要製品であるレジつり銭機の大口需要が低迷したため、売上は前期に比べ減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて821億33百万円（前期比4.4%減）となりました。営業利益につきましては、31億44百万円（前期比46.9%減）となりました。

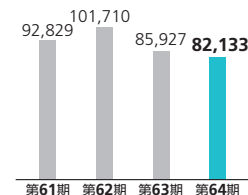


自動精査現金バス〈BW-700〉

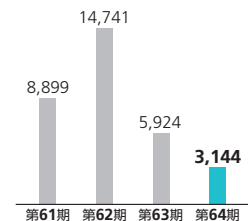


コンパクトオープン出納システム
〈WAVE C30〉

売上高(百万円)



営業利益(百万円)



自動販売機及び自動サービス機器

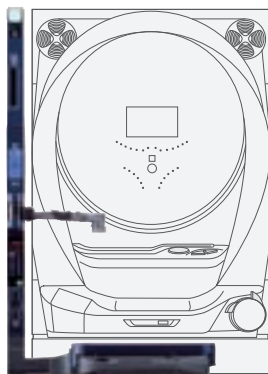
当セグメントの主要な市場は、自動販売機市場、遊技市場であり、金融市場、流通市場にも販売をしております。

自動販売機市場では、たばこの販売が自動販売機から店頭での対面販売にシフトしたことにより、たばこ販売機の需要が減少し、売上は前期に比べ減少いたしました。

遊技市場では、従来に比べプレイ代金を低く抑えた低貸玉営業の普及により市場の活性化傾向が見られたことに加え、各台計数機や携帯電話による貯玉システム等の新製品投入効果等によりカードシステムの販売が堅調に推移し、売上は前期に比べ増加いたしました。

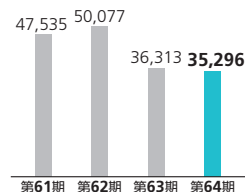
この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて352億96百万円（前期比2.8%減）となりました。営業利益につきましては、33億12百万円（前期比113.6%増）となりました。

売上高 352億96百万円（前期比 2.8%減）
営業利益 33億12百万円（前期比113.6%増）

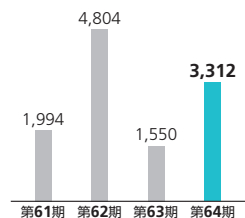


PAPIMO対応各台計数ユニット
〈JCT-110〉

売上高(百万円)



営業利益(百万円)



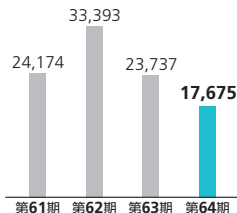
その他の商品及び製品

当セグメントは、主要セグメント以外の機器及び当社グループ会社以外から仕入れた商品やサプライ品等であり、鍵管理機等のセキュリティ関連商品の減少により、売上は前期に比べ減少いたしました。

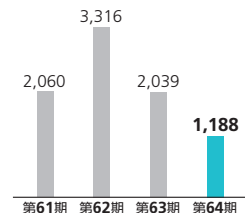
この結果、当セグメントの売上高は176億75百万円（前期比25.5%減）となりました。営業利益につきましては、11億88百万円（前期比41.7%減）となりました。

売上高 176億75百万円（前期比25.5%減）
営業利益 11億88百万円（前期比41.7%減）

売上高(百万円)



営業利益(百万円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは以下のとおりであり、その総額は67億13百万円であります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

新製品生産のための金型、生産能力拡大のための当社及び子会社の工場拡張、新人事情報システムの構築等に対する投資を行いました。

②当連結会計年度継続中の主要設備

新SCMシステムの構築等に対する投資を継続しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき重要事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画

当社グループは、国内市場が成熟化するなか、継続的な成長を実現するためには、市場規模の大きい海外事業の拡大が不可欠であると考え、平成21年4月よりグローバル展開を主眼とした『2011中期経営計画』を推進中であります。

具体的には「ビジネス戦略」、「体質強化戦略」、「グループ体制強化戦略」を柱として、開発・生産・販売等の機能強化、新市場の開拓、構造改革や固定費削減による体質強化など、様々な施策を展開しております。

しかしながら、世界的な景気低迷の長期化により、成長ビジネスとして位置づけている海外市場が足踏み状態にあります。

このような厳しい状況の下、最終年度の目標達成をより確実なものにするため、当中期経営計画の2年目である次期には、以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

①成長力の強化を図る「ビジネス戦略」

本戦略は、グループの成長力をより強化することを目的とし、「成長ビジネス」、「基盤ビジネス」、「将来ビジネス」を軸に諸施策を展開するものであります。

「成長ビジネス」として位置づけた海外事業において、目標とする「海外売上高比率30%」を

実現するためには、海外全体戦略に基づく新製品の開発及び早期市場投入、生産機能の拡大、販売網の拡充、保守体制の整備等を推進することが重要課題であると考えております。地域ごとの具体的な施策として、欧州では、販売網の整備に加え、窓口用紙幣入出金機や本年より投入した小型紙幣入出金機等の拡販、米国では、金融機関向け窓口用紙幣入出金機等のシステム製品の販売や新たなビジネスモデルの提案を推進してまいります。また、アジアでは、特に中国における販売網をさらに拡大し、紙幣整理機等の高付加価値製品を積極展開してまいります。

「基盤ビジネス」として位置づけた国内事業に

おいて、金融市場では、金融機関の中小規模店舗をターゲットとした業界最小のオープン出納システムや業界初の自動精査現金バス等の新製品を拡販し、売上拡大を図ってまいります。流通・交通市場では、レジつり銭機の更新需要を確実に獲得するとともに、未導入市場への提案を強化してまいります。遊技市場では、各台計数機や携帯電話による貯玉システム等の新製品のさらなる拡販を推進してまいります。

「将来ビジネス」として位置づけた新事業では、セキュリティ関連など研究開発中の技術の早期事業化や新たなビジネスモデルの構築等を進めてまいります。

2011中期経営計画

GET INTO
GLOBAL
2011



世界的視野でビジネスチャンスをつかえ
新たな成長ステージへ飛躍する！

ビジネス戦略

- 成長ビジネス（海外事業）
- 基盤ビジネス（国内事業）
- 将来ビジネス（新事業）

体質強化戦略

- 開発革新
- 生産・調達革新
- 在庫革新
- 営業革新

グループ体制強化戦略

- ガバナンス戦略
- グループ会社戦略
- 人事戦略
- 資産・資本政策

②利益体質の強化を図る「体質強化戦略」

本戦略は、「開発革新」、「生産・調達革新」、「在庫革新」、「営業革新」を軸に、利益体質の強化に取り組むものであります。

「開発革新」では、コア技術のグローバル化やユニットの共通化を推進するとともに、環境に配慮した製品の開発を図ってまいります。

「生産・調達革新」では、中国における生産能力の拡大や国内製造子会社の再編を進めてまいりましたが、今後、海外生産・海外調達のさらなる拡大や生産性の向上等により、コスト競争力の一層の強化を図ってまいります。

「在庫革新」では、グループ内の在庫の一元管理や販売予測精度の向上等により、在庫の圧縮・適正化を図ってまいります。

「営業革新」では、よりお客様視点で地域に密着した営業体制を構築し、競争力のある営業スタイルを確立してまいります。

③グローバル展開を支える「グループ体制強化戦略」

本戦略は、「ガバナンス戦略」、「グループ会社戦略」、「人事戦略」、「資産・資本政策」を軸に、グローバル展開を支える体制をさらに強化するものであります。

「ガバナンス戦略」では、グローバル展開を支え得るグループ体制強化のため、海外子会社を含

めたグループガバナンスの強化、コンプライアンス経営の浸透・徹底を進めてまいります。

「グループ会社戦略」では、グループ各社のミッションに従い、国内外におけるグループ会社の再編・統合を推進中であります。本年4月には製造子会社3社を統合し、グローリープロダクツ株式会社としてスタートさせましたが、この統合を通じて、生産効率の向上によるコスト競争力の強化を実現してまいります。また、遊技事業の一層の強化を目的として平成23年4月1日付けで予定しておりますグローリーナスカ株式会社とクリエイションカード株式会社の合併に先立ち、営業体制の一本化や製品ラインナップの見直しを進め、新体制のスタートに備えてまいります。

「人事戦略」では、海外事業強化に向けたグローバル人材の育成、成長分野への人的資源の重点配置等を積極的に行ってまいります。

「資産・資本政策」では、強固な財務基盤を維持しつつ、強化事業への重点投資と株主還元を最適なバランスで実施するなど、より健全なグループ経営基盤を確立してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 61 期 (18/4～19/3)	第 62 期 (19/4～20/3)	第 63 期 (20/4～21/3)	第 64 期 (当連結会計年度) (21/4～22/3)
売 上 高 (百万円)	164,539	185,181	145,978	135,105
営 業 利 益 (百万円)	12,960	22,826	9,426	7,685
経 常 利 益 (百万円)	13,406	21,582	9,309	9,011
当期純利益 (百万円)	6,461	11,711	5,782	5,108
1株当たり当期純利益	87円15銭	160円70銭	82円15銭	76円00銭
総 資 産 (百万円)	216,988	209,236	196,797	194,983
純 資 産 (百万円)	150,841	151,734	147,176	145,345
1株当たり純資産額	2,025円39銭	2,110円69銭	2,155円17銭	2,212円63銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 第63期につきましては、郵政民営化に向けた機器及び成人識別機能付きたばこ販売機の大口需要が終息し、需要の大幅な減少等により、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも、前期に比べ大きく減少いたしました。

(6) 重要な子会社及び企業再編等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北海道グローリー株式会社	50百万円	100.0%	北海道における当社製品の販売・保守
グローリーナスカ株式会社	2,000百万円	100.0	遊技カードシステム及び遊技関連機器の販売・保守
クリエイションカード株式会社	200百万円	100.0	遊技カードシステム及び遊技関連機器の販売・保守
グローリー機器株式会社	80百万円	100.0	自動販売機及び遊技関連機器の製造
GLORY (U.S.A.) Inc.	5,000千米ドル	100.0	米国における当社製品の販売・保守
GLORY Europe GmbH	3,900千ユーロ	100.0	欧州における当社製品の販売・保守

(注) グローリー機器株式会社は、平成22年4月1日付で、商号をグローリープロダクツ株式会社に変更しております。

②重要な企業再編等の状況

・当社は、平成22年1月29日開催の当社取締役会において、グループにおける生産効率の向上によるコスト競争力の強化を目的として、グローリー機器株式会社（現商号 グローリープロダクツ株式会社）を存続会社とし、播磨グローリー株式会社及びグローリーテック株式会社を消滅会社とする吸収合併につき決議いたしました。

なお、当該合併は、平成22年4月1日付で実施されております。

・当社は、平成22年2月26日開催の当社取締役会において、遊技事業のさらなる拡大及び強化を目的として、グローリーナスカ株式会社を存続会社とし、クリエイションカード株式会社を消滅会社とする吸収合併につき決議いたしました。当該合併は、平成23年4月1日付で実施予定であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、貨幣処理機を始めとする各種機器の製造・販売・保守サービスを主な事業としております。なお、事業セグメントごとの主要な商品及び製品は次のとおりであります。

事業セグメント	市場セグメント	主要商品及び製品
貨幣処理機及び 貨幣端末機	金融市場 (銀行など)	オープン出納システム、硬貨包装機、 窓口用紙幣・硬貨入出金機
	流通・交通・警備輸送市場 (百貨店・スーパーマーケット・ 鉄道会社・警備会社など)	売上金紙幣・硬貨入金機、 紙幣・硬貨レジつり銭機、 乗車券販売窓口用現金管理機
	海外市場	紙幣入金機、硬貨包装機、紙幣入金ユニット、 紙幣整理機、窓口用紙幣入出金機
	その他の市場	ICカード対応食堂システム、 病院向け診療費支払機、 選挙用自書式投票用紙分類機
自動販売機及び 自動サービス機器	自動販売機市場	たばこ販売機、コインロッカー、券売機
	遊技市場 (パチンコホールなど)	プリペイドカードシステム、 パチンコ景品払出機、 玉・メダル貸し機、玉・メダル計数機、 紙幣両替機、ホール会員管理機
	金融市場、流通市場	多能式紙幣両替機、自動契約受付機
その他の商品 及び製品	自動窓口受付システム、金利表示ボード、鍵管理機、その他メンテナンス部品	

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
	東京本部	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
	工 場 等	本社工場（姫路市）、埼玉工場、品川事業所（東京）、御着事業所（姫路市）
	営業拠点	東北支店（仙台）、東日本支店（さいたま）、首都圏支店（東京）、東海支店（名古屋）、近畿支店（大阪）、中四国支店（広島）、九州支店（福岡）
子会社	国 内	北海道グローリー株式会社：本社（札幌） グローリーナスカ株式会社：本社（東京） クリエイションカード株式会社：本社（大阪） グローリー機器株式会社：本社（姫路市）
	海 外	GLORY (U.S.A.) Inc.：本社（アメリカ） GLORY Europe GmbH：本社（ドイツ）

- (注) 1. 当社は、御着事業所の機能を平成22年3月に本社内に移転し、平成22年3月31日付で同事業所を閉鎖しております。
2. グローリー機器株式会社は、平成22年4月1日付で、商号をグローリープロダクツ株式会社に変更し、本社を兵庫県神崎郡に移転しております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,848 (468) 名	338 (62) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,516 (296) 名	44 (15) 名	39.5歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

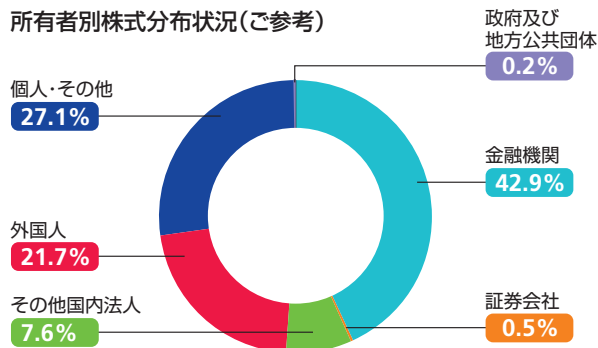
(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,446百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	624百万円
株式会社みずほ銀行	544百万円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 69,838,210株
 (自己株式4,149,280株を含む。)
 (3) 株主数 7,485名

所有者別株式分布状況(ご参考)



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	4,058 千株	6.2 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,365	5.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,250	4.9
全国共済農業協同組合連合会	3,082	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,026	4.6
龍田紡績株式会社	2,226	3.4
株式会社三井住友銀行	2,100	3.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,952	3.0
第一生命保険相互会社	1,715	2.6
グローリーグループ社員持株会	1,375	2.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式 4,149,280株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 第一生命保険相互会社は、平成22年4月1日付で、第一生命保険株式会社に組織変更しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
尾上 壽 男	代表取締役会長	グループ経営全般 姫路商工会議所 会頭、姫路信用金庫 理事
西野 秀 人	代表取締役社長	
牛尾 允 俊	取締役	技術機能管掌、執行役員副社長
濱野 政 一	取締役	営業機能管掌、東京本部担当、執行役員副社長 グローリーナスカ株式会社 代表取締役社長
松岡 則 重	取締役	本社管理機能管掌、専務執行役員、総務統括部長
尾上 広 和	取締役	常務執行役員、経営戦略統括部長
佐伯 照 道	取締役	非常勤 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士 フジテック株式会社 社外監査役
佐々木 宏 機	取締役	株式会社キッツ 社外監査役
新島 昭	取締役	
中塚 良 幸	常勤監査役	
尾波 幸 三	常勤監査役	
安平和 彦	監査役	はりま法律事務所 所長 弁護士 ヒガシマル醤油株式会社 社外監査役 姫路信用金庫 監事
竹田 佑 一	監査役	まねき食品株式会社 代表取締役社長 株式会社姫路駅ビル 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役佐々木宏機、新島 昭の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役安平和彦、竹田佑一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役安平和彦氏が監事を兼職している姫路信用金庫と当社との間には、当社製品の販売等の取引があります。また、同氏が兼職している他の法人等と当社との間には、取引関係はありません。
 4. 取締役佐々木宏機及び監査役竹田佑一の両氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
 5. 取締役牛尾允俊氏は、平成22年4月1日付で、グローリープロダクツ株式会社 代表取締役社長に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	当事業年度に係る報酬		当事業年度に係る賞与	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	114百万円 (13百万円)	6名 (-)	38百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	36百万円 (9百万円)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役に支給する使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 当事業年度に係る賞与は、平成22年6月25日開催の第64回定時株主総会においてご承認いただいた場合の支給額であります。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
佐々木宏機	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会18回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。 この他、経営会議、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験に基づく助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
新島 昭	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会18回の全てに出席し、研究開発を重視する企業での国内外における豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。 この他、経営会議、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社内からは得られない助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
安平和彦	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会18回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的知識及び豊富な経験に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性確保に重要な役割を果たしております。
竹田 佑一	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会18回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、他社における経営者としての豊富な経験及び企業経営に関する見識に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性確保に重要な役割を果たしております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社と、社外取締役である佐々木宏機、新島 昭の両氏及び社外監査役である安平和彦、竹田佑一の両氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	65百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

(注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、その合計額を記載しております。

2. 海外の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「英文連結財務諸表監査」等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループの「企業理念」は、「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」である。この企業理念には、不屈の精神で製品開発に取り組み、社会の発展に貢献するとともに、持続的な企業の発展を目指すという思いが込められている。この理念に基づき当社は、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を築き上げるために、社長を始め全取締役が自らコンプライアンス経営を実践するとともに、繰り返し使用人に伝え、法令及び社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- イ. 取締役会は、法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- ウ. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会は、取締役会の審議機能サポート及び第三者的なチェックを行い、役員及び執行役員の指名ならびに報酬額算定の透明性を確保する。
- エ. 監査役は、定期的にと取締役会に出席し、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確認する。
- オ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、社外有識者を含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議しその結果を取締役に報告する。また取締役会は、コンプライアンス統括責任者を取締役より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、施策の企画・立案・実施ならびに監視・研修にあたらせる。
- カ. コンプライアンス全般に関する相談窓口（ヘルプライン）として、① 直属の上司、② コンプライアンス委員会事務局、③ 職場相談員、④ 社外相談窓口の4つを設置し、問題の早期発見・是正を図るとともに、内部相談規程に基づき相談者の保護に努める。

キ. 当社は、反社会的な勢力とは一切の関係を遮断し、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、関係行政機関と密接に連携協力し、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うことを「コンプライアンスガイド」において基本方針として規定する。また、総務部門は統括部署として統括責任者を設置し、各支店の担当者と連携協力する体勢を取る。総務部門は、関係行政機関が主催する講習会等には平素から積極的に参加して情報収集に努め、取締役及び使用人に対して適宜研修活動を行い、緊急時には顧問弁護士及び関係行政機関と連携して対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、文書管理規程に基づき、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存・管理を行う。
- イ. 取締役及び監査役は、取締役会議事録を常時閲覧できるものとする。
- ウ. 情報の保存・管理の適切性を維持するため、情報セキュリティ規程及び関連する規則類を定め、運用する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会は、リスク管理規程及び危機管理規程に基づき、リスク管理マニュアル及び危機管理マニュアルを規定し、選定されたリスクの項目ごとに主管部門、責任者を定め、リスクに関する予防措置を実施する。また、危機発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、その他重要事項に関する的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- イ. 監査役は、取締役会決議に基づいて整備された取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、その内容ならびに整備状況を監視し検証する。
- ウ. 執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- 工. 取締役及び使用人が共有する全社的な目標として「2011中期経営計画」の中にビジネス戦略、体質強化戦略及びグループ体制強化戦略を定め、効率的な職務の執行を推進する。
- オ. 各組織、階層における責任と権限を決裁権限規程に明記し、適時適切に業務を執行する。

⑤当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. グループコンプライアンス担当役員は、子会社の役員及び使用人に啓蒙活動を行い、法令及び各社社内規程の遵守・徹底に努める。
- イ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的あるいは必要時に会合を持ち、連結経営に対応したグループ全体の監視・監査が実効的かつ適正に実施できるよう、会計監査人及び監査部と緊密な連携を行う。
- ウ. 取締役会は、子会社の経営基本方針、利益計画の承認や四半期ごとの業績・財務状況等の確認を行い、子会社の業務の適正化を図る。
- エ. 関係会社部は、関係会社管理規程に基づき子会社の経営管理を行う。また、子会社の事業活動に係る決裁権限を定め、各子会社を管掌する事業部門と連携し、これに基づく統制を行うとともに、適切な子会社管理と指導を行う。
- オ. 財務報告書の作成過程において虚偽記載や誤謬等が生じないように、IT利用による統制も含め実効性のある内部統制を行う。
- カ. 当社は、金融商品取引法が求める財務諸表の適正性を確保するため、内部統制評価委員会を設置することで、関係部署間の連携を図り、内部統制システムを有効なものにする。また、監査役は、定期的に取り締り及び使用人から内部統制の構築運用状況について報告を受ける。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 取締役会は、監査役の職務を補助するため、監査役と協議の上監査役の求める知見を十分に有する専任の使用人を補助使用人として配置する。
- イ. 補助使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、子会社の監査役を兼務可能とする。

- ウ. 補助使用人の指揮権は、補助使用人の独立性を確保するため監査役が指定する期間中は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けない。
- エ. 補助使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定は、監査役の事前の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 取締役及び使用人は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼす事項、またはその恐れのある事項
 - ・不正行為や重要な法令・定款違反行為を認知した場合、またはその恐れのある場合
 - ・社内外へ環境・安全・衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ・企業行動指針、社員行動指針、社則等への違反で重大なもの
- イ. 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができ、取締役及び使用人は、これに迅速・的確に対応する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、独自の意見形成あるいは監査の実施のため、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。
- イ. 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換する。
- ウ. 監査役は、取締役会の他、取締役の重要な職務の執行を審議する会議に出席することができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、平成22年3月26日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の改定につき決議いたしました。

基本方針の内容は、同封の招集ご通知「株主総会参考書類」の第4号議案9頁に記載しておりますのでご参照ください。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、現在、平成24年3月までの3ヶ年を計画期間とした「2011中期経営計画」を推進中です。世界的な景気後退の影響を受け、当社グループを取り巻く事業環境も依然厳しいものの、当社グループの企業価値を確保・向上させるべく、『世界的視野でビジネスチャンスをつかえ、新たな成長ステージへ飛躍する！』という中期経営基本方針の下、「ビジネス戦略」、「体質強化戦略」、「グループ体制強化戦略」を柱に、諸施策を展開しております。特に、コア技術のグローバル化・共通化、“成長ビジネス”として位置づけた海外市場のさらなる拡大、“基盤ビジネス”として位置づけた国内市場の収益力の強化、グローバル視点からの事業戦略、人事戦略、資産及び資本政策等、経営の諸問題に対する体制の強化等に取り組み、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

「2011中期経営計画」の具体的内容については、本報告書5頁～7頁に記載の(4) 対処すべき課題「中期経営計画」をご参照ください。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月26日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買取防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において、現行プランの導入につきご承認をいただきました。

現行プランは、以下（ア）（イ）に定める当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「大量買付行為」といいます。）が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、それに応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と交渉する機会を確保すること等を通じて、上記基本方針に反し当社の企業

価値・株主共同の利益を毀損する大量買付を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(ア) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

(イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付内容等の検討に必要な情報及び現行プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）の提出を求めます。当社取締役会は、受領した買付説明書ならびに当社取締役の意見、根拠資料及び策定可能な場合には代替案を、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に速やかに提供いたします。

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び当社取締役会双方からの情報を受領し、独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいいます。）の助言を得たうえで、大量買付行為の内容の検討、大量買付者の提示する経営計画・事業計画と当社取締役会の提示する経営計画・事業計画、代替案等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、大量買付者から提出された買付説明書が不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、回答期限を定め、追加的に当社取締役会を通じて情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者には、その期限までに追加的情報を提供していただきます。

独立委員会は、現行プランに定める手続を遵守しない大量買付行為または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為など、現行プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての実施に際しては上記勧告を最大限尊重して決議を行うものとしませんが、当該新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、大量買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されたものであり、割当対象となる株主の皆様は、金1円を下限とし当社株式1株の時価相当額を上限とする範囲内で当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株の交付を受けることができます。また、独立委員会は、当該実施に関して予め株主の意思を確認すべき旨の留保を付すこともできるものとします。

また、当社取締役会は、上記独立委員会における手続に加えて、(a) 大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、(b) 独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することができるものとし、株主意思確認総会の開催を決定した場合は、実務上可能な限り速やかに招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の意思が確認された場合には、本新株予約権無償割当てを実施することとしております。なお、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、株主意思確認総会での意思確認ができなかった場合、または独立委員会が不実施の勧告をした場合には本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。

現行プランの有効期間は、3年を超えないものとし、平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会決議により現行プランを廃止することができます。また、有効期間中であっても、現行プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、現行プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、現行プランの導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。一方、現行プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、本新株予約権の行使の手続を行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。

④ 上記②・③に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、前記②に記載の各施策は当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであると考えております。また、前記③に記載の現行プランは、その設計に際して以下の事項を考慮し、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A. 株主意思の重視

現行プランは、前述のとおり、有効期間は3年を超えないものとし、平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時までとして、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において承認されております。以後、有効期間が満了し、当社取締役会が現行プランの更新を必要と判断しても、株主総会でご賛同が得られなかった場合には廃止されることとなります。

本新株予約権無償割当ての実施に関し、独立委員会が株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、または当社取締役会が株主の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会において確認することができることとなっております。

また取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて、株主の皆様の意思を反映させることが可能となっております。

B. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、現行プランの導入に際して、当社取締役の恣意的判断を排除し、現行プランを適正に運用するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、または当社取締役会が定める要件を満たす社外有識者のいずれかに該当する者から当社取締役会が選任した者で構成されており、発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように現行プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

C. 合理的な客観的要件の設定

現行プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(ご参考)

なお、現行プランは本総会終結の時をもって失効するため、当社は、平成22年3月26日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現行プランの内容を改定したうえ、新たな買収防衛策を導入することを決定しております。改定後の買収防衛策については、同封の招集ご通知8頁～30頁をご参照ください。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期 (ご参考)
	平成22年3月31日現在	平成21年3月31日現在
(資産の部)		
流動資産	119,621	121,968
現金及び預金	37,417	40,609
受取手形及び売掛金	30,687	31,534
リース投資資産	2,995	2,427
有価証券	18,789	13,188
商品及び製品	12,625	14,380
仕掛品	5,612	4,911
原材料及び貯蔵品	5,256	4,998
繰延税金資産	4,594	4,902
その他	2,167	5,607
貸倒引当金	△ 524	△ 592
固定資産	75,361	74,829
有形固定資産	35,609	37,478
建物及び構築物	14,516	13,917
機械装置及び運搬具	1,577	2,059
工具器具及び備品	7,528	8,647
土地	11,630	11,739
建設仮勘定	356	1,113
無形固定資産	6,277	7,421
ソフトウェア	3,309	3,572
のれん	2,681	3,535
その他	286	314
投資その他の資産	33,474	29,929
投資有価証券	18,505	15,569
繰延税金資産	5,468	5,894
その他	11,381	10,910
貸倒引当金	△ 1,881	△ 2,444
資産合計	194,983	196,797

科 目	当 期	前期 (ご参考)
	平成22年3月31日現在	平成21年3月31日現在
(負債の部)		
流動負債	41,295	41,796
支払手形及び買掛金	13,272	15,138
短期借入金	11,060	11,872
未払法人税等	1,789	246
賞与引当金	3,631	3,552
役員賞与引当金	71	68
債務保証損失引当金	217	258
リース解約損失引当金	209	289
その他	11,044	10,368
固定負債	8,342	7,825
リース債務	2,019	1,719
退職給付引当金	3,196	2,960
その他	3,126	3,144
負債合計	49,637	49,621
(純資産の部)		
株主資本	145,981	147,640
資本金	12,892	12,892
資本剰余金	20,629	20,629
利益剰余金	120,636	117,068
自己株式	△ 8,178	△ 2,951
評価・換算差額等	△ 635	△ 463
その他有価証券評価差額金	△ 165	△ 12
為替換算調整勘定	△ 470	△ 451
純資産合計	145,345	147,176
負債純資産合計	194,983	196,797

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	平成21年4月 1 日から 平成22年3月31日まで	平成20年4月 1 日から 平成21年3月31日まで
売上高	135,105	145,978
売上原価	87,074	94,115
売上総利益	48,031	51,863
販売費及び一般管理費	40,345	42,436
営業利益	7,685	9,426
営業外収益	1,661	1,416
受取利息	365	490
受取配当金	220	270
保険返戻金	635	153
その他の営業外収益	440	501
営業外費用	335	1,533
支払利息	194	294
貸倒引当金繰入額	—	234
為替差損	17	850
その他の営業外費用	123	154
経常利益	9,011	9,309
特別利益	425	582
固定資産売却益	10	50
投資有価証券売却益	222	129
リース解約損失引当金戻入額	80	—
貸倒引当金戻入額	13	—
保険解約返戻金	—	365
その他の特別利益	96	36
特別損失	931	1,232
固定資産売却損	12	69
固定資産除却損	426	401
投資有価証券評価損	152	683
減損損失	119	30
その他の特別損失	220	47
税金等調整前当期純利益	8,505	8,658
法人税、住民税及び事業税	2,569	1,835
法人税等調整額	827	1,000
少数株主利益	—	40
当期純利益	5,108	5,782

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高	12,892	20,629	117,068	△ 2,951	147,640
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,116		△ 2,116
当期純利益			5,108		5,108
自己株式の取得				△ 5,227	△ 5,227
自己株式の処分			△ 0	0	0
連結範囲の変動			577		577
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,568	△ 5,227	△ 1,659
平成22年3月31日 残高	12,892	20,629	120,636	△ 8,178	145,981

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日 残高	△ 12	△ 451	△ 463	147,176
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 2,116
当期純利益				5,108
自己株式の取得				△ 5,227
自己株式の処分				0
連結範囲の変動				577
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 152	△ 18	△ 171	△ 171
連結会計年度中の変動額合計	△ 152	△ 18	△ 171	△ 1,830
平成22年3月31日 残高	△ 165	△ 470	△ 635	145,345

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数……………17社
- ・ 主要な連結子会社の名称……………北海道グローリー株式会社
グローリーナスカ株式会社
クリエイションカード株式会社
グローリー機器株式会社
GLORY (U.S.A.) Inc.
GLORY Europe GmbH

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称……………グローリーF&C株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称……………グローリーF&C株式会社
- ・ 持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

光栄電子工業（蘇州）有限公司及び光栄国際貿易（上海）有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。連結子会社であったGLORY GmbHとGLORY Europe GmbHは合併し、GLORY GmbH は解散したため、連結の範囲から除いております。なお、合併後の企業名称はGLORY Europe GmbHとなっております。

連結子会社であったマルエスGT株式会社は、平成21年9月1日付で、当社が所有する株式をすべて売却し、子会社でなくなったため、連結の範囲から除いております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
GLORY Europe GmbH	12月31日
Standardwerk Eugen Reis GmbH	12月31日
Reis Service GmbH	12月31日
光栄電子工業（蘇州）有限公司	12月31日
光栄国際貿易（上海）有限公司	12月31日

決算日の差異が3ヶ月以内であるため、連結子会社の決算日現在の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産

- ・製品、仕掛品……………総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・商品、原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア…販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法
- ・それ以外の無形固定資産……………定額法

リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
入取引に係るリース資産 ……なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討した所要見積額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することにしております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これに伴う損益に与える影響はありません。

リース解約損失引当金……………リース契約の解約による損失に備えるため、解約による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、保証の履行による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。

④重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段
……………為替予約取引
……………ヘッジ対象
……………外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(7) のれんの償却に関する事項

5~10年間の均等償却を行っております。

(8) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。これに伴う、当期の売上高及び損益に与える影響はありません。

(9) 追加情報

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より「賃貸不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(10) 表示方法の変更

「リース債務」は、前連結会計年度まで「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「リース債務」は1,719百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 67,518百万円
(減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております)
- (2) 偶発債務
- ①従業員の銀行借入(住宅資金)に対する保証 70百万円
 - ②当社グループの得意先が抱えるリース債務に対する保証 2,818百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	69,838,210株	—株	—株	69,838,210株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成21年6月26日開催の第63回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,024百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

平成21年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,092百万円
- ・1株当たり配当額 16円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成22年6月25日開催の第64回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

- ・配当金の総額 1,116百万円
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月28日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては社内規程に従い管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い先物為替予約を利用して一部ヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されております。当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額	(単位：百万円)
(1) 現金及び預金	37,417	37,417	－	
(2) 受取手形及び売掛金 (*2)	30,498	30,480	△18	
(3) リース投資資産 (*2)	2,959	2,887	△72	
(4) 有価証券及び投資有価証券	35,544	35,370	△173	
(5) 支払手形及び買掛金	(13,272)	(13,272)	－	
(6) 短期借入金	(11,060)	(11,060)	－	
(7) 未払法人税等	(1,789)	(1,789)	－	
(8) リース債務 (固定負債)	(2,019)	(1,936)	△83	
(9) デリバティブ取引	－	－	－	

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、割賦手形又は一年超の手形の時価は、金利スワップレートをを使用した割引計算による現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価については、金利スワップレートをを使用した割引計算による現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、外部より評価価格の入手できない債券については、金利スワップレートをを使用した割引計算による現在価値によっております。譲渡性預金等の短期のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務 (固定負債)

リース債務 (固定負債) の時価については、基準レート (TIBOR 1 年もの) にスプレッドを加算したレートを使用した割引計算による現在価値によっております。

(9) デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額1,750百万円) は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

なお、上記「非上場株式」には、子会社及び関連会社株式932百万円を含んでおります。

(追加情報)

「金融商品に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日) 及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日) を適用しております。

5. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,212円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	76円00銭

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
	平成22年3月31日現在	平成21年3月31日現在
(資産の部)		
流動資産	93,395	94,211
現金及び預金	23,919	27,818
受取手形	1,079	1,125
売掛金	28,830	27,287
有価証券	17,189	11,188
商品及び製品	6,986	8,765
仕掛品	4,483	3,743
原材料及び貯蔵品	3,620	3,688
未収還付法人税等	—	2,352
未収還付消費税等	—	675
関係会社未収入金	307	338
関係会社短期貸付金	3,474	3,614
前払費用	44	242
繰延税金資産	2,918	2,691
その他	860	931
貸倒引当金	△ 319	△ 252
固定資産	75,862	74,305
有形固定資産	27,582	29,298
建物	11,922	11,594
構築物	502	520
機械及び装置	849	1,076
車輛及び運搬具	12	13
工具器具及び備品	3,602	4,520
土地	10,364	10,474
建設仮勘定	327	1,099
無形固定資産	3,025	3,377
特許権	31	—
ソフトウェア	2,926	3,308
その他	67	69
投資その他の資産	45,255	41,628
投資有価証券	17,298	14,408
関係会社株式	13,392	13,402
関係会社出資金	2,790	2,790
従業員に対する長期貸付金	10	13
関係会社長期貸付金	660	1,630
長期前払費用	447	128
長期預金	3,500	2,000
破産更生債権	210	74
繰延税金資産	2,876	3,189
その他	4,284	4,071
貸倒引当金	△ 216	△ 80
資産合計	169,257	168,516

科目	当期	前期(ご参考)
	平成22年3月31日現在	平成21年3月31日現在
(負債の部)		
流動負債	33,743	30,825
支払手形	4,510	4,289
買掛金	6,875	5,603
短期借入金	10,485	10,891
未払金	4,462	4,107
未払費用	985	1,607
未払法人税等	1,549	—
前受金	1,359	1,294
預り金	736	164
賞与引当金	2,637	2,556
役員賞与引当金	38	43
設備関係支払手形	101	258
その他	—	10
固定負債	1,583	1,319
退職給付引当金	1,154	875
その他	429	444
負債合計	35,327	32,145
(純資産の部)		
株主資本	134,098	136,378
資本金	12,892	12,892
資本剰余金	20,629	20,629
資本準備金	20,629	20,629
利益剰余金	108,754	105,806
利益準備金	3,223	3,223
その他利益剰余金	105,531	102,583
配当準備積立金	3,000	3,000
試験研究基金	2,000	2,000
特別償却準備金	—	13
別途積立金	86,500	86,500
繰越利益剰余金	14,031	11,069
自己株式	△ 8,178	△ 2,951
評価・換算差額等	△ 168	△ 7
その他有価証券評価差額金	△ 168	△ 7
純資産合計	133,930	136,370
負債純資産合計	169,257	168,516

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	平成21年4月 1 日から 平成22年3月31日まで	平成20年4月 1 日から 平成21年3月31日まで
売上高	110,006	120,604
売上原価	77,800	83,563
売上総利益	32,205	37,040
販売費及び一般管理費	26,232	28,669
営業利益	5,972	8,371
営業外収益	2,299	3,829
受取利息	140	190
有価証券利息	166	207
受取配当金	869	2,707
保険返戻金	573	144
賃貸収入	305	346
その他の営業外収益	243	233
営業外費用	700	1,472
支払利息	153	220
賃貸原価	141	169
為替差損	63	778
貸倒引当金繰入額	226	234
その他の営業外費用	114	70
経常利益	7,572	10,727
特別利益	234	171
固定資産売却益	0	41
投資有価証券売却益	222	129
その他の特別利益	11	1
特別損失	477	975
固定資産売却損	8	58
固定資産除却損	150	180
投資有価証券評価損	152	680
減損損失	109	—
関係会社株式評価損	—	36
その他の特別損失	55	19
税引前当期純利益	7,329	9,923
法人税、住民税及び事業税	2,068	1,491
法人税等調整額	196	1,429
当期純利益	5,065	7,002

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金					利 益 剰余金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金					
					配 当 準 備 積 立 金	試 験 研 究 基 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成21年3月31日 残高	12,892	20,629	20,629	3,223	3,000	2,000	13	86,500	11,069	105,806
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩							△ 13		13	
剰余金の配当									△ 2,116	△ 2,116
当期純利益									5,065	5,065
自己株式の取得										
自己株式の処分									△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 13	-	2,961	2,948
平成22年3月31日 残高	12,892	20,629	20,629	3,223	3,000	2,000	-	86,500	14,031	108,754

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年3月31日 残高	△ 2,951	136,378	△ 7	△ 7	136,370
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		-			-
剰余金の配当		△ 2,116			△ 2,116
当期純利益		5,065			5,065
自己株式の取得	△ 5,227	△ 5,227			△ 5,227
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△ 161	△ 161	△ 161
事業年度中の変動額合計	△ 5,227	△ 2,279	△ 161	△ 161	△ 2,440
平成22年3月31日 残高	△ 8,178	134,098	△ 168	△ 168	133,930

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ等

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

製品、仕掛品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～50年

機械及び装置……………7年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェア

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法

その他

定額法

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理することにしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)〔企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これに伴う損益に与える影響はありません。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段
為替予約取引
ヘッジ対象
外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(7) 会計方針の変更

当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。これに伴う、当期の売上高及び損益に与える影響はありません。

(8) 表示方法の変更

「保険返戻金」は、前事業年度まで「その他の営業外収益」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため区分掲記しております。

なお、前事業年度における「保険返戻金」は144百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	54,025百万円
(2) 保証債務	
従業員の銀行借入(住宅資金)に対する保証	70百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
①短期金銭債権	11,191百万円
②短期金銭債務	3,214百万円
長期金銭債務	70百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
①売上高	23,952百万円
②仕入高	25,564百万円
③営業取引以外の取引高	1,814百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,548,504株	2,600,802株	26株	4,149,280株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,600,802株は、単元未満株式の買取りによる増加802株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,600,000株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少26株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
退職給付に係る否認額	2,185
賞与引当金	1,070
研究開発費	1,010
投資有価証券評価損	384
減価償却限度超過額	337
その他	1,894
繰延税金資産小計	6,883
評価性引当額	△827
繰延税金資産合計	6,056
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△155
その他	△106
繰延税金負債合計	△261
繰延税金資産の純額	5,794

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車輜及び運搬具	14	10	4
工具器具及び備品	360	259	100
ソフトウェア	48	43	5
合計	423	313	110

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	56百万円
1年超	57百万円
合計	113百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	84百万円
減価償却費相当額	78百万円
支払利息相当額	2百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	グローリー 機器株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	自動販売機及び遊技 関連機器の仕入等	9,540	買掛金及び 未払金	876
子会社	クリエイション カード株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助(*)	資金の貸付(*) 利息の受取	600 27	関係会社貸付 金及び関係会 社長期貸付金	1,620
子会社	グローリー ナスカ株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	遊技関連機器の 販売等	12,598	売掛金	5,208

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。

(*) クリエイションカード株式会社に対する貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親 者が議決権の過半 数を所有している 会社	株式会社山崎 製作所 (*1)	—	当社部品の 製造・加工	貨幣処理機・貨幣 端末機・自動販売 機の部品仕入	478	買掛金 未払金及び 支払手形	127
役員	佐伯照道	—	当社取締役	訴訟委任	(*2) 22	—	—

(*1) 株式会社山崎製作所は、当社取締役尾上広和氏の近親者が代表を務めております。

なお、取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。

(*2) 当該取引金額は、当社取締役佐伯照道氏が所属している北浜法律事務所・外国法共同事業に対する支払額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,038円85銭
(2) 1株当たり当期純利益 75円36銭

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝 池 勉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 幸 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 朋 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローリー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 芝 池 勉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 幸 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 朋 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローリー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月11日

グローリー株式会社 監査役会

常勤監査役 中 塚 良 幸 ⑩

常勤監査役 尾 波 宰 三 ⑩

社外監査役 安 平 和 彦 ⑩

社外監査役 竹 田 佑 一 ⑩

以 上



株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月に開催いたします。
- 基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当 3月31日
中間配当 9月30日
その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
- 単元株式数 100株
- 上場取引所 東京、大阪
- 証券コード 6457
- 公告方法 電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
<http://www.glory.co.jp>

- 株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関 株式会社だいこう証券ビジネス
- 株主名簿管理人
事務取扱場所 大阪市中央区北浜二丁目4番6号
株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
- 各種お問合せ
〔郵便物送付先〕 〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター

〔株式事務に関するご照会〕  0120-255-100（通話料無料）
〔特別口座に関するご照会〕  0120-351-465（通話料無料）
※受付時間 9：00～17：00（土、日、祝祭日、12月31日～1月3日を除く）
〔ホームページアドレス〕 <http://www.daiko-sb.co.jp/>

〈株式に関する各種お手続き〉

届出住所・姓名などの変更、配当金の振込先の指定または変更、単元未満株式の買取請求及び買増請求などにつきましては、口座開設されている証券会社へ（証券会社に口座開設されていない株主様は、上記の株式会社だいこう証券ビジネスまで）お申出ください。
なお、未受領配当金（ゆうちょ銀行の払渡期間経過後）のお支払いにつきましては、上記の株主名簿管理人までお申出ください。

GLORY

グローリー株式会社

〒 670-8567 兵庫県姫路市下手野一丁目 3 番 1 号

TEL (079) 297-3131 (代表)

www.glory.co.jp

